

報告 REPORT

サイバー事案への対処に関する「北海道医師会と北海道警察の連携に関する覚書」締結について

常任理事・情報広報部長 **橋本 洋一**

令和5年7月25日、北海道警察本部 本部長会議室にて、「北海道医師会と北海道警察の連携に関する覚書」締結式を行い、当会は松家会長が、北海道警察から鈴木信弘本部長が参加した。この覚書は、先だって令和5年4月25日に日本医師会と警察庁サイバー警察局がサイバー事案に係る被害の未然防止等を図るために締結されており、この周知を受け、北海道でも独自に覚書締結を行うに至った次第である。締結の様子は、同日夕刻のNHK地方ニュースでも取り上げられ、WEB版の記事も配信された。

覚書の概要は、以下のとおりである。

- ・北海道内の郡市・医療機関医師会およびその会員が所属する医療機関は、サイバー攻撃を受けた際の相談先として、所在地を管轄する警察署に相談が可能である。
- ・郡市・医療機関医師会や医療機関から北海道警察に対して、サイバー事案に関する初動対応、事実関



左:鈴木北海道警察本部長 右:松家北海道医師会会長

係の調査、原因究明および再発防止策の検討についての技術的助言を求めることができる。

- ・サイバー対策の教育、研修、広報等について、共催、協働を行い連携していく。

北海道医師会では、覚書締結を行った直後の令和5年7月29日、Zoomウェビナーで「サイバーセキュリティ勉強会」を開催し、早速北海道警察サイバーセキュリティ対策本部 対策班長の坂野 雅樹氏にサイバー事案の被害状況等をご講演いただいた。

北海道医師会会員の皆さまにおかれては、サイバー事案の相談や研修・広報等の場面において、北海道警察からの協力を依頼してご活用いただければ幸いです。なお、実際にサイバー攻撃で被害に遭った場合やサイバー対策の教育、研修、広報等を依頼する時の連絡先は、所在地を管轄する警察署となるのでご注意願いたい。

北海道医師会と北海道警察の連携に関する覚書	
<p>一般社団法人北海道医師会（以下「甲」という。）と北海道警察（以下「乙」という。）は、甲並びに北海道内の郡市・医療機関医師会（以下「郡市医師会等」という。）及びその会員が所属する医療機関（以下「対象機関」という。）におけるサイバー事案に係る被害の未然防止等を図るため、緊密な連携を実現すべく、本覚書を締結する。</p> <p>（目的）</p> <p>第1条 本覚書は、甲及び乙が相互に連携した取組を推進し、協働することにより、対象機関におけるサイバー事案の未然防止、サイバー事案発生時における警察への相談、被害の拡大防止、医療業務の早期復旧等を図ることを目的とする。</p> <p>（相互協力）</p> <p>第2条 甲及び乙は、本覚書の目的を達するため、平素から緊密な連携を保ち、相互の信頼と理解に基づいた協力関係を築くよう努める。</p> <p>（サイバー事案への対処に関する連携）</p> <p>第3条 甲及び乙は、対象機関においてサイバー事案が発生したとき及び平時において、次の各号に掲げる連携を実施する。</p> <p>① サイバー事案発生時における連携</p> <p>イ 対処に関する依頼</p> <p>甲は、対象機関からサイバー事案発生に係る報告を受けた場合は、郡市医師会等及びその会員に対し、所在地を管轄する警察署に相談して乙と協力して適切に対処すること依頼する。また、乙は、対象機関からサイバー事案発生時の相談があった場合には、当該対象機関が緊急対応の最中であることに留意し、業務への影響が最小限となるよう当該対象機関による早期復旧等に配慮した捜査を行う。</p> <p>ロ 技術的助言等の支援</p> <p>乙は、対象機関からサイバー事案に関する初動対応、事実関係の調査、原因究明及び再発防止策の検討についての助言を求められた場合には技術的助言等、可能な支援を行う。</p> <p>② 平時における連携</p> <p>甲及び郡市医師会等並びに乙は、次のイ及びロを実施する場合、必要に応じ、双方の取組の活用、共催、協働での実施等により、一体的・包括的に乙への相談の促進を図るなど、相互に連携する。</p> <p>イ 教育・研修</p> <p>ロ 広報・周知</p> <p>③ その他甲及び乙が必要と認める事項</p> <p>2 各連携事項を実施するに当たっての具体的な方法は、別途甲乙合意の上、決定する。</p>	<p>（有効期間）</p> <p>第4条 本覚書の有効期間は、締結の日から効力を有するものとし、令和6年3月31日までとする。ただし、期間満了日の3か月前までに甲又は乙から申出がない場合は、この覚書の効力は更に1年間延長されるものとし、以後も同様とする。</p> <p>（協議解決）</p> <p>第5条 本覚書に記載のない事項又は本覚書の条項の適用にて疑義が生じた事項については、甲及び乙がともに誠意をもって協議の上、解決するものとする。</p> <p>本覚書の成立を証するため、本書2通を作成し、各1通を保有するものとする。</p> <p>令和5年7月25日</p> <p>甲 一般社団法人北海道医師会</p> <p>会長 <u>松家 治道</u></p> <p>乙 北海道警察</p> <p>北海道警察本部長 <u>鈴木 信弘</u></p>